

第 341 回（第 22 期第 14 回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和 7 年 3 月 10 日（月） 14：10～17：00

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 J F しまね西郷支所 3 階会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1 番）	大西 寿春（2 番）	吉田 篤司（3 番）
前田 芳樹（4 番）	池田 速人（5 番）	升谷 健（6 番）
小谷 茂雄（7 番）	林 千枝子（8 番）	亀谷 潔（9 番）
平木 操（10 番）		

2 欠席委員（敬称略）

（なし）

3 議題

- （1）島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- （2）令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ① するめいか
 - ② くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- （3）知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期限を定めることについて（諮問）
- （4）隠岐海区漁業調整委員会指示について（協議）
 - ① 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について
 - ② つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について
- （5）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和 6 管理年度 さば類
 - ② 令和 6 管理年度 くろまぐろ（小型魚）
- （6）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示等について（報告）
 - ① 遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示
 - ② 九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業に係る委員会指示
 - ③ 隠岐海峡地区フロンティア漁場整備事業
- （7）海区漁業調整委員会委員候補者の公募結果について（報告）
- （8）令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

4 挨拶

事務局長（為石） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

隠岐支庁農林水産局水産部長（仲村） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：1番 牧野 一、3番 吉田 篤司

（1）島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（秋山）

～資料1により説明～

- くろまぐろ（小型魚・大型魚）の漁獲可能量の知事管理区分への配分基準、知事管理区分間の漁獲可能量の融通、0歳魚の漁獲抑制に関する県の資源管理方針の変更内容について説明。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、ただいま事務局のほうから詳細な説明があったところですが、その諮問内容について、委員の皆様のご意見、ご質問等をこれから受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

意見、質問はございませんか。はい、どうぞ牧野委員さん

1番：牧野委員

くろまぐろの資源管理方針の別紙でございますけど、定置網の漁獲可能量の35.1トンありますけど、これあの、島根県の何社かある、1ヶ統当たりにして何トンになるんですか、個別にして。

県庁水産課（秋山）

今、定置漁業区分に該当する定置につきましては、大体26経営体あるという形ですので、これを26で割ると、大体小型魚については、小型魚、大型魚ともに大体1.2トンぐらいという形になるかと思います。単純計算すると。

1番：牧野委員

そんなもんか。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。はい、どうぞ。

2番：大西委員

今の質問に関連してですけど、毎年これ同じことを多分言われてると思うんですけど、定置網の方々から。少ないですよ、1.何トンでしょう。

県庁水産課（秋山）

はい。

2番：大西委員

1日で終わる。

県庁水産課（秋山）

また、TAC設定の際に説明をさせていただければと思っておりますが、確かに島根県に配分される枠自体はこの枠になったということで決定はしておりますが、これについて、特に我々として十分な量ということでは思っておりませんが、ただ、国内の全体の枠も、特に小型魚につきましては、他の外国からの圧力というのもありまして、なかなか増えない状況にあるということもあって、そのような状況の中、最大限我々として努力してこの漁獲量になったというふうに認識しております。ただ、一方で、足りない部分につきましては、例えば、突然もらえる枠が出たときの対応については、他の都道府県から枠を融通するだとかっていうところもある場合には、県としては努力していきたいなと思っておりますので、そ

こは適宜状況を見ながら、必要なところはやっていきたいなというふうに考えております。

議長（９番：亀谷委員）

他にございませんか、いいですか。はい、どうぞ。

10 番：平木委員

ちょっと質問ですけど、この小型魚の２キロ未満、45 センチ未満の小型魚の放流を指導って、これ、ひき縄の養殖用の小型魚、これもこれに該当するの。

県庁水産課（秋山）

それはですね、45 センチ未満、当然養殖種苗だと 45 センチ未満も入ると思いますが、これについては別に 45 センチ未満だからといって、養殖種苗は放流してくださいということにはならない。

10 番：平木委員

ならない。

県庁水産課（秋山）

現在も 7 割を超えたとしても、養殖種苗については養殖種苗として適さないものについては放流していただきたいんですが、それ以外については獲っていただいていいという指導ですので、これについては基本的には周年、例えば 7 割でもそこは変わらないということです。

10 番：平木委員

その枠はどれぐらいあるんですか、養殖種苗の。

県庁水産課（秋山）

枠は特に、特段養殖の種苗について、このくらいまでの枠っていう数量を県として定めているものではないです。小型魚の枠の中で獲っていただくこととなりますので、特段指定というか、制限というのは、そこはないです。

10 番：平木委員

ほんなら、この T A C の中でやっぱり管理されるということ。

県庁水産課（秋山）

そういうことになります。養殖種苗のほうも同じように実績に含めた形でやってます。

10 番：平木委員

実際のカウントはどうやってするんですかね、釣ったやつ。

県庁水産課（秋山）

そのカウントはさまざま。

10 番：平木委員

報告だけで。

県庁水産課（秋山）

基本的には報告いただいて、それを県を通じて国の方に報告しているという形になります。

議長（９番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

5 番：池田委員

今、その養殖種苗で、全体、日本全体ではもう種苗生産の種苗に変わりつつあるってことですが、島根県で養殖種苗で獲ってるんですか。どれぐらいの量とか。

県庁水産課（秋山）

量は、年々減ってるというふうには聞いているところなんですけど、実際どのぐらい獲ってるかっていう

のは年によって違う。

5 番：池田委員

ま、やってるところっちゅうのは。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

私の方から説明します。大体、島前の3島でのみ、今、養殖種苗をやられてまして、数量としては、今、秋山が言ったとおり減少傾向なんですけども、近年は大体、島前3島合わせて4万から5万尾くらいの匹数を業者の方が提示されてるので、それを島前の漁師の方々が釣っておられるという状況になります。重さの話、平木さんから出たんですけども、数量っていうのはもちろん業者が把握してますので、その数量に月ごとの重さを掛け算しまして、概算の重さということでTACの数量に入れ込んでます。

5 番：池田委員

養殖種苗っちゅう、養殖種苗になればできるだけ小さいほうが餌づきもいいですね。それはもう分かるところですから、小さいもんですよ。それで、ここのところで私思ったのは、どれぐらいあるかなっちゅうとこで、その辺のところで実際に漁業者にしわ寄せがあつてはいけませんけども、ここでうたつるのはもうほとんどひき縄のを対象にしますから、このところで2キロ、或いは2キロ、45センチ未満は獲っちゃいけないちゅう形のと、いや、また養殖種苗は別だよっちゅうのがあると非常に紛らわしい形としてはなりますよね。

県庁水産課（秋山）

現在もその7割超過した時点では、同じようにその養殖用種苗以外は、まあ45センチ未満にかかわらず小さいものについては獲ってはならないので、それはその適するものについては45センチ未満であろうとも獲っていただいてるっていうのは、そこは変わらない。それがその7割なのか周年なのかっていうところの違いはありますが。ただ、実際には、その、隠岐については、45センチ未満の種苗以外のを獲る場合には周年で放流するっていう取組は既に実際にやられてることなんで、基本的に隠岐に関しては、今回こういう規定はありましたが、実態上は特に変わらないというふうに感じてます。

5 番：池田委員

他のところで関係しなくて、隠岐であればですね、この改定の変更で実際には管理ということになりますから、そこんところで、それがこっちへしわ寄せが来るとか、こう来るとかそういうことじゃなければ問題ないかと思えますけど。

議長（9 番：亀谷委員）

他にございませんか。

4 番：前田委員

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

はい、どうぞ、前田委員。

4 番：前田委員

先ほどらいからのね、この定置漁業の数量が非常に少なくて、定置網の経営者は嘆いてるわけですよ。それで、この68.7トンという定置網以外のそれらが獲りきってしまってる状態が続いていますが、もし今度ね、余裕が出るようなことがあれば、ある程度定置網に配分してやるとか、何らかの方法を取らんと、1経営体当たりが1.3トン余りっていうことは、本当に1日や2日で出荷量が消化してしまいますので、ということもあるわけですね。もっと獲れるにもかかわらず。だから、もう少し定置網を大事にしてやらんといかんのじゃないかなと思いますよね。68.7トンの部分に余裕が出るようなことはありませんかとい

うことをお聞きしたいんですね。

県庁水産課（秋山）

ありがとうございます。一応この資源管理、令和7年度以降の資源管理につきましては、事前に関係各所に説明もさせていただいているところでございます。その上で、今いただいたご質問につきましては、先程ちょっとご質問があったのに関連しますが、この漁獲枠自体が十分な量ではないかなというふうに考えているのは、全ての定置もありますし、他の釣り、ひき縄につきましても、必ずしも余裕があるという状況ではございません。なので、そういったところの中で必要なところについては県外から融通をさせていただくとかっていうことで確保する努力をしていくというところでございます。なので、各定置も釣り、ひき縄もそれぞれ皆さん枠が欲しいという状況がある中で、我々として可能な限り枠を担保しつつ、それを有効に活用していただくための方法を今回方針を変更した上で配分をさせていただいてるところでございます。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

一応、隠岐の状況を言いますと、吉田委員もご存じかと思えますけども、釣りとかひき縄の方々につきましては、4島の代表者の方々と夏前くらいに集まって、釣り方等、配分等をお話しして、まずは種苗分を確保した後に種苗分が終了したら鮮魚用の枠に移行していきましょうっていう話をして管理をしております。それでここ数年、4、5年につきましては、隠岐にある配分については、ほぼ98%、97%ぐらいまで使い切っておりまして、それでも全然足りないような状況で、漁期中にもかかわらずひき縄の方々にはちょっとストップといいますか、今期は終了でということというお願いをしておりますので、なかなか定置にも入ってるとは思うんですけども、釣りの方々も足りない状況というのはやっぱり続いているかなというふうに思います。

4番：前田委員

分かりました。ありがとうございました。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。それではないようですので、質問、意見等はこれではないようですので、打ち切りたいと思います。

本件について、諮問のとおり異議ないということで答申いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、そのようにいたします。決定いたしました。

（2）令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より、説明をお願いします。

県庁水産課（寺谷：するめいか）及び（秋山：くろまぐろ）

～資料2により説明～

- 下記特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について説明（するめいかに関する説明を終えた時点で一旦区切って、諮問・答申を実施）
 - ・ するめいか
 - ・ くろまぐろ（小型魚）

- ・ くろまぐろ（大型魚）

議長（9番：亀谷委員）

今、事務局のほうからお話がありました令和7管理年度の漁獲可能量について、するめいかの説明があったところでございますが、するめいかの関係についての質疑、意見等に移りたいと思います。皆様のご意見、ご質問等をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、大西委員。

2番：大西委員

するめいかのT A Cが6万トン減になったわけですけど、そのとこに書いてある、速やかにT A Cを変更するというのは、どういう状況になったときのことを想定されてるのか。

県庁水産課（寺谷）

令和7年漁期のT A Cが、昨年から6万トン減少しております。ただし、想定外の高加入が発生したと判断された場合、どういう時にその判断かということでございますが、水産庁の説明によりますと、水研、国の研究機関による調査結果や、国の留保からの配分状況や、漁獲の状況から総合的に水産庁が判断するということで、厳密にこの状態が起きたらT A Cを変更するというトリガー、要素を定めているわけではないんですが、総合的に判断して高加入が発生したと判断される時には変更するということになっております。

2番：大西委員

いや、冒頭でも会長が言われたように、今、隠岐で獲れてるという話がありましたけど、結局そういう獲れてる時に、またT A Cのあれで、結局獲れだしたのに獲れないような状況が起こったらちょっとどうかなと思うんですけど。

県庁水産課（寺谷）

そうですね。まず、国全体で資源量がこれくらい獲れるだろうということが計算されたわけでございますが、それがまず正しい資源量という前提の下で、島根県だけ獲れているという場合があります。資源量は正しいが、漁場形成の状況によって、島根県、隠岐に資源が集中仮にしている場合、その場合は島根県の人たちがたくさん獲ってしまうことによって、国全体の資源量が想定よりも、局所的に捉えてしまうと、国全体の管理としてうまくいかないところがございます。そのため、これまで漁獲が少なかった県、現行水準となった県については、漁獲努力量の管理によって漁獲量を増やさないようにお願いをさせていただくというのは、県としてもしないといけないような状況でございます。

10番：平木委員

我々の解釈でいくと、今、大西さんが心配しとるような、そういう、我々、現行水準、島根県は、数量明示っていうこの、沖底は2,600トンとか、大中が600トンとか、これらがその数量まできたらもう留保枠を何ぼかもらっても、そこで、それ以上は絶対に獲れらんけん。現行水準でいくと、意外とはっきりした明示がないわけで。だから、ああもう、ようけ来たけん、獲らせてくださいっちゃう時には、留保分から回ってくれば、まだなんとかなる。その現行水準っていうことは、今まで獲ってないことだけん、例えば隠岐の島の漁師さんが獲れてなかったけど獲れるようになったっていう時には、留保分をもらえさえすれば意外としのげる数量じゃないかな。これ、もうちょっと、次の年から、島根県獲ったなっていうことで、数量明示っていうことで、島根県は、ほんならもう、例えば富山みたいに700トンだとか、島根県500トンって、ぼんと決められるとこの数量以上絶対獲れへんようになってしまう。まだ今んところは、島根県は数量明示っていう、俺はそういう解釈しとるけどね、この解釈違うかいね。

県庁水産課（秋山）

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、数量明示じゃないということなので、基本的に漁獲量の法的に制限されてるわけではないというわけなので、自動的にそこまで上限いかないように管理しなきゃいけないっていうのが数量明示というので決まってるんで、富山県であれば700トン超えないように、絶対管理しなきゃいけないというのがあります。ただ、現行水準については、そこも当然ながら現行水準の8倍とか10倍とか獲ってはいけないんですが、必ずしも現行水準としての目安量を1トンでも超えたらどうかっていうことではなくて、それを目安に管理をしていかなきゃいけないっていう形になると思います。当然、その目安量を全く守らない県がいっぱい出てくると日本全体の資源管理がくずれてしまいますので、そこは当然ながらその目安を目指して、皆さんが管理する努力をしていただく必要はあると思いますけど、必ずしも上限を完全に超えたら法的にアウトというわけではないというふうには解釈できます。

2番：大西委員

海士の場合、去年は全然、全く駄目だった。で、獲れ出したらね、やっと獲れ出したのにストップかかったら、ええっ、とか思うのが漁師の立場からしたら、当然そう思うと思いますよ。

県庁水産課（秋山）

それは他の、そうですね、確かにおっしゃるとおり、他の地域でも。

3番：吉田委員

いか釣りも、沿岸のいか釣りの船が年々に減ってきちゃうけんね。そうだけん、その心配は。

議長（9番：亀谷委員）

例えばね、実際獲れ出して、ダンブルで何杯というふうにな、多くなるとそういうこと考えられるという。

2番：大西委員

ただ、佐藤さんにちょっと質問する。今なら海士で今、結構いかが近海獲れてるの、何が原因だ。急に獲れ出した。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

非常に難しいですね。ただ、国全体の資源としては、やはり国の試験研究所が評価しているとおおり、低い状態にはあると思いますけど、この島根県、海士のほうとか、こないだ西ノ島でいか寄せで揚がったっていう話があったりしたんで、局所的にいかの来遊が捕まえられたといいますか、そういう形になるのかなとしか言えないぐらいです、すみません。ちょっと回答になってないんですけども。

5番：池田委員

向こうの定置なんかは、島根半島なんかはないですか、そういう現象というの。

議長（9番：亀谷委員）

他のところはなってないみたいですね。

2番：大西委員

海士だけ。

議長（9番：亀谷委員）

そう、9千円ぐらいする。

3番：吉田委員

なんで、定置に入ったけんていうたって、近くの方でやったって、さらに知夫でやったって、全く獲れん。もう最近2日ぐらい行きたないけどな、全くゼロ。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

群れが全然ない。

3 番：吉田委員

全然。

5 番：池田委員

要するに灯を使ってでもね。

3 番：吉田委員

うん。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

島根半島の、あの、定置でもするめいかが獲れたという話はあんまり聞かないんで、本当に局所的に海士と西ノ島のいか寄せの所でいたかなという形ではあるんですが。

5 番：池田委員

ほんなら、灯にもつかんね。

3 番：吉田委員

それだけん、今までにも年によって定置にはものすごい、五箇や、あの、あそこの定置に入りよっただども、釣りで行きたって全く獲れへん、定置に入ったって。それだけん、あたまから本当は行かんようにしとる。

6 番：升谷委員

だけん、西ノ島のほうはあんまり定置で入った話はあんまり聞かんね。

議長（9 番：亀谷委員）

そうそう、定置網にもな、初めて入ったところだけん。

6 番：升谷委員

全然入ってない。うちではね。

議長（9 番：亀谷委員）

いや、そう、そう。だけん、値段がめちゃくちゃよかったけんな。

5 番：池田委員

何かに追われたか。

10 番：平木委員

いかの管理は、対島とか、太平洋とかで分けてますか、日本で。

県庁水産課（寺谷）

はい、日本で、この秋季発生系群と冬季発生系群で分けてます。

10 番：平木委員

対島、太平洋関係なく。

県庁水産課（寺谷）

はい。

10 番：平木委員

だから、日本海での、その、韓国、中国の漁獲っていうのはあるんでしょう、たぶん。向こうの量は把握してますか。

県庁水産課（寺谷）

資源協会が、その資源量を推定する時に、外国の公表されてる数値は用いていて、出された数量についても日本の取り分が60%、これまで過去に外国と日本で獲ってきた割合を基に、日本が主張する枠の40%

でやっています。実際の外国でするめいかがしっかり管理されてるかは、ちょっと、勉強不足で認識できておりません。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

一応数量につきましては、資料の9ページの方に国の研究所のデータですけれども、グラフが載っておりまして、ここには一応、日本と韓国が緑で、中国は仮定値なんですけれども青という形で、日本海周辺の国々の量ってというのは出てはいます。

5番：池田委員

ですけど、これ見たら、ほとんど中国なんていうのは増えようが減ろうが獲る量は一緒なの。ずっと一緒でしょう。日本海へ進出してきてから。この量見たら、青い部分の長さを見たら一目瞭然ですよ。日本は減らしてる、減ってるわけだ。だけえ、その辺のところの管理が、外国は外国の漁業法でやるわけだから、そこまではできないということですよ。

10番：平木委員

だから、いつも言うことなんだが、中国なんか、これは、はたして本当の数量かどうか分からないから、その中で日本はきっちり守りんさいと言う。じゃあ、海士とか定置に入ってきた時、これが今は数量明示がないけど、現行水準でいくから何とかしのげたにしても、本当にもう入ったものを定置から出すのかということが必ず起きてくるわけで、これからもし増えてきた時に。そんな時に、中国は獲り放題、韓国もこっちから牽制することはできん、日本だけ国内でこういうTACで、これ、いつも言うことだけど、国が決めれば漁業者みんなそれ守らないけんのんだけど。だけど、やっぱりそこは本当にいかを増やす気なら、国際交渉をしっかりと、中国、韓国を抑制して、日本もその上でやるなら分からんでもないけど、日本ばっかし資源を増やすために頑張ろう頑張ろうって言いながら、他が、他の国に獲られてしまったら何しとるかわからん。だから、結果、日本の努力した分が外国に行く、獲られてしまうというなら、そこはその取締りやらなんだいで、きちんとやるのが大事だと思う。

5番：池田委員

まあ、日本海みたいな閉鎖水域は余計ですよ、その影響が。例えば後からさばなんかが出るわけだけでも、さばなんかはもう韓国なんか、ろうそくさばを獲り尽くしよるという、そういうふうなニュースが入ってきますしね、現実には。もう獲れるもんがないわけだから。

1番：牧野委員

それだし、日本だけだがいね、灯火の制限しよるのは。

5番：池田委員

そりゃそう、もちろんそうです。

1番：牧野委員

向こうは発電機なんか、もうだぎるもんだっちゃう。

10番：平木委員

恐ろしいことなんですけどね。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

4番：前田委員

これからの海水温度の変化とかで、漁場形成が北上するとか変化があるだろうとは思うんだけど、このするめいかについては、想定外の高加入が発生したと判断された場合、速やかにTACを変更するか、現行水準までは獲らせるとか、柔軟な対応があるわけでしょう。だから隠岐の漁業者はそんなに心配

しなくてもいいということになるんですか。

議長（９番：亀谷委員）

事務局。

県庁水産課（寺谷）

その認識でよろしいかと思っております。島根県については現行水準でございますので、今までどおりの漁獲努力量で獲っていただくことについては、問題はないと考えております。

議長（９番：亀谷委員）

現行水準で、それでよろしいと。ということで、T A Cで抑えられる可能性は今のところないと。

県庁水産課（寺谷）

そうですね、漁獲可能量による制限はないんですけど、あの…。

10番：平木委員

危ないかいな。

県庁水産課（寺谷）

目安数量が変わらないでおりますので、例えば、県毎に、あなたの県は何トンまでって目安の数量が示されてる中で、どの県も２倍、３倍獲ってきてしまうと、国の留保がなくなってしまって、数量明示されてる区分から数量を減らされてしまうとかいろんな県に影響が出てしまう。とは言え、定置網に入ってるのを逃がすなんていうのは、なかなか現実的ではないと私としては思っております。漁獲努力量を、後、もう一つ、目安数量を超えたのに県は何も管理してないってなりますと、他の県に示しがつかなくなります。なので、目安数量を超えそうなタイミングになりましたら、県からは指導、指導っていうか、お願いはさせていただかなくてはけません。その時には努力量を抑えてください。定置網の皆さん、定置網の方にとっては、入ってきたものを獲するというのは努力量的には狙って獲っていつてるわけではないので、努力量の抑制はしたくてもできないという認識で私はおります。するめいかを狙って獲りにいくような漁業については、目安量を超えたタイミングで漁獲量をちょっと抑えてもらえないかというお願いは県からさせてもらおうということになります。

５番：池田委員

30ページに書いてありますけども、それに期待してですね、数量変更を。譲歩するしかないですね。

議長（９番：亀谷委員）

はい、池田委員さんが閉めてくれましたので、他に。いろいろ矛盾点等々あるという案件ではあったところですが、あった中で諮問があったとおりの答申すると、するめいかについて、よろしいですか。

全委員

はい。

議長（９番：亀谷委員）

じゃあ、するめいかについてはご提案のとおり答申したいと思います。

それでは、くろまぐろについてご説明願います。

県庁水産課（秋山）

～資料２－２により説明～

議長（９番：亀谷委員）

それでは、くろまぐろについて詳細な説明があったとこでございます。これより委員の皆様のご意見やご質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、前田委員。

4 番：前田委員

大型魚の可能量が8,421トンの中で、島根県への配分が41.5トンですので、全体での話だから漁獲実績とかで島根県はこれだけになってるんだと思う。割に、島根県が少ないんじゃないかという印象を持ちますね。隠岐海区では産卵期で親まぐろがようけ集中する時期がありますんで、そういう中で島根県はもっと大型魚の配分があってもいいのではないかなと感じるわけですね。去年の定置網で聞けばね、1匹300キロ以上のものを含めて大型魚は10匹ぐらい放流したと、非常に残念な思いがしたと聞くんです。だから、今後の努力としてはね、大型魚の島根県への配分を、或いは他県で消化し切れないところがあれば、優先的に早くこっちに繰り分けてもらうとかね、そういう努力が求められるんじゃないかなと感じますので、今後はちょっと早めにしてもらいたいですね。

それから、もう1点ね、さざえやあわびが産卵期は禁漁で、県条例で禁漁にしてるわけです。隠岐海域では、まぐろは産卵期があるんですね、6月、7月がね。やっぱり僕は産卵期規制を県条例でしてもいいんじゃないかと思うんですがね。事務局の見解を聞きたいですね。

議長（9 番：亀谷委員）

その辺、どうか。

県庁水産課（秋山）

ありがとうございます。大型魚の島根県の配分につきましてでございます。北海道、或いは青森、沖縄等につきましては、これまでの漁獲実績が高かったということもありまして、国として直近の令和3から5年の実績の値で用いますと、当然ながら盛んに大型魚を獲っていた都道府県っていうのは、当然配慮されているという形には当然なっております。その前に、これまで大中型まき網とか大臣管理区分、結構多く大型魚については獲っていたところでございますが、今回、沿岸漁業、特に都道府県の枠につきましては、これまで相当資源管理に大変負担を強いてきたということもありまして、大型魚の配分に関しては大臣区分への配分より都道府県の配分のほうに優先的に配分してもらえたというところは、まず国としてはそう判断をして、都道府県の要望を踏まえまして、この変更がされたというところでございます。その上で、島根県としまして直近の令和3から5年の配分方法を用いるということで、これまでの配分方法よりは比率は高くなってるというふうに認識しております。以前、十数年前の比率で用いますと、その頃は大型魚それ程多く獲れてなかったこともございますので、比率としては違いますので、そういった直近のを用いることで配分の量としては増えることになったというふうに考えております。そのような形で我々としても変更について、そのような形でしていきたくというふうに考えているところでございます。また、いずれにしても実際の漁獲状況に応じて、本当に足りないという状況が発生した場合には、他の都道府県からの融通というのも当然必要なことだと思いますので、それは県としてもやっていきたいなというふうに思っています。

産卵期の禁漁につきましては、それはですね、ご質問があったかと思うんですが、それは国の会議の中でも同じような議論がもう十何年と続いているところでございますが、ただ、資源評価の評価委員会からの議論の中でも、産卵期での禁漁よりは小型魚の漁獲を抑制するっていうことの方が資源の増加に寄与するということで判断されているということです。産卵期というよりは小型魚の抑制をするという視点からの方向性で動いているという認識ではあります。

議長（9 番：亀谷委員）

他にはよろしいか。ないようですので、くろまぐろの資源管理、配分について、原案のとおり諮問、答申いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

(3) 知事管理漁業の制限措置等及び許可の有効期限をさだめることについて（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より、説明をお願いします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料3により説明～

- 「小型いか釣漁業」の新規許可の制限措置の内容について説明

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より説明があったところですが、これより委員の皆さんのご意見、ご質問を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。

5番：池田委員

今何隻ぐらいあるんですか、これ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

隠岐管内でいいますと、合わせて40隻くらいあったと記憶しております。島後管内が多くて20数隻、次が海士町管内で10数隻、西ノ島が1つ、知夫はゼロだったと記憶しております。

議長（9番：亀谷委員）

今度、新規。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

新規は、今のところ予定されてますが、知夫の漁業者方が、新規の方が船を買われまして、その船が5トン以上でしたので、小型いか釣を希望されてますんで、その方が一応想定される漁業者1名になっております。

3番：吉田委員

なんしたって、後継者がおらんけんね、少なくなるばかりだ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

はい、まあ何とかして、特に島後の方はいか釣会、西郷いか釣会の方は結構釣っとられた実績もありますんで、何とか後継者を探していきたいなどは隠岐支庁の方でも思っているんですけども、吉田委員さんにもご相談させていただいてるんですが、難しいというちょっとお言葉をいただいています。

議長（9番：亀谷委員）

このような状態でなくなるというのが心配だな。

3番：吉田委員

全盛期の10分の1ぐらいになっちゃうけんね。百二、三十おったのが、今、12だけけんね。それも年がもう70いかんもんが1人しかおらん。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

そうですね、なかなかいか釣船も結構新船とか、とても賄える金額じゃないので、何とか後継者を見つけて、うまいこと承継といいますか、引き継いでいけたらいいなとは思っているんですけども、また色々と隠岐支庁の方からもご相談させていただきますので、こちらの方もよろしくお願いいたします。

3番：吉田委員

そりゃね、もったいないもんだわ。もう廃船するしか手がないだわね。

議長（9番：亀谷委員）

ちょっと困ったことになってきとって、その辺のところを本当に真剣に考えていかないと、いかが来ても獲るもんがおらんようになる。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

海士町も結構若い方が、海士の方は若い方が何人かおられて、引継ぎもできてる例もありますので。

議長（9番：亀谷委員）

はい、他に質問はございませんか。

それでは、ないようですので以上の諮問を異議ない旨、答申いたしたいと思います。よろしいですね。

全委員

はい。

（4）隠岐海区漁業調整委員会指示について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

協議事項でございます。事務局より説明をよろしくお願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料4により説明～

- 下記の委員会指示について、継続したい旨を説明。
 - ① 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について
 - ② つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より協議事項について説明があったところですが、委員の皆様のご意見、ご質問をお受けいたしたいと思います。よろしくお願いします。

どうぞ。

5番：池田委員

つけ漁業ですけども、これは隠岐管内ではどれくらい。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

そうですね、つけ漁業につきましては、中村の方で結構盛んにやっておられた業者の方がいらっしゃったんですけども、去年でしたかね、廃業されまして、隠岐管内に1業者のみ今許可を持ってる状況となっております。

5番：池田委員

許可は1業者。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

はい。

議長（9番：亀谷委員）

隠岐で許可を持っているのは何か所ぐらいですか。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

隠岐の島町管内で1業者だけ許可を持っておられます。

2番：大西委員

2つあったのが1つになったってこと。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

そういうことです。

議長（9番：亀谷委員）

実際にはやってないんだよね、どっちも。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

いや、操業は。結構、石見の方だと盛んにやっておられまして、やはり、小型底びきの裏作の一つとして持っておられて、ヒラマサ狙いになるんですけども、操業されてる例がありますね。

議長（9番：亀谷委員）

ご意見ございませんか。ないようですので、この協議どおり内容を了解するという事でよろしいですか。

全委員

はい。

（5）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

報告案件でございます。事務局より説明願います。

県庁水産課（寺谷）

～資料5により説明～

- 下記の2魚種の知事管理漁獲可能量について、関係者合意により変更した旨を報告。

① 令和6年管理年度 さば類

② 令和6年管理年度 くろまぐろ（小型魚）

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より、さば、くろまぐろについての管理漁獲量の変更についての報告があったところでございますが、これより皆様のご質問、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ、池田委員。

5番：池田委員

さば資源については、太平洋系群でえらい少ないと、資源が少ない、漁獲量が少ないということ聞いてますけども、今後ともそういう状況が続けば、この日本海なんかが獲れてますから、実際に。これは数量には関係ないんですけど、大型船が、今もう、そういう状況はないんですか、まだ。例えば浜田とか境港に大型が入ってきてるような状況は。ないですか。

10番：平木委員

他の海区から。

5番：池田委員

はい。数量には関係ないですから、大型はですね。

10番：平木委員

関係ないけど、対島暖流系の西から、九州が入ってくる可能性があるけども、今、取りあえず抑えとるのは日本海の許可持ってる船団だけは仕方ない、我々も。だけどオーバーフローしてしまったら、結局今、九州もこの境港、浜田が日本海沿岸は冷蔵庫みんな詰まってまして、魚はいるけど陸揚げできないっちゃう状況が、九州でもそれなりに。で、浜田、境港でもそういうことがあったり、入ってきたい船はいっぱいいるわけです。日本海で許可を持ってない船でも、特3漁港だから許可することはできないんで、浜田にしろ境港にしろ。だけど、一応、まき網の山陰まき網或いは九州の4まき網で協議して、今のところはブレーキはかけて入ってもらわないように。だけど九州もやっぱり、今年にしてもさばは去年並み、或いは

今も我々の島根県沿岸では、さばは1回ちょっと切れたんで、今、いわしに換わったけど。だけど、やっぱりさばはいるはずなんです。こないだまで、浜田沖までいたんだから。だけどまあ、大型は県外船っていうか、他の海区から入ってくることは、今のところは防げてます。

5番：池田委員

分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。ないようですので、以上の報告を了解したいと思います。よろしいですか。

全委員

はい。

（6）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示等について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より説明願います。

隠岐支庁農林水産局（佐藤・岡本）

～資料6により説明～

- 下記の①、②に関する委員会指示の内容及び情報提供として③について内容を説明。

① 遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

② 九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業に係る委員会指示

③ 隠岐海峡地区フロンティア漁場整備事業

議長（9番：亀谷委員）

ただいま、事務局より報告案件についてそれぞれ説明があったところでございますが、これより皆様のご意見やご質問をお受けいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

2番：大西委員

佐藤さんに聞きたいんですけど、確認の意味。①は周知方法と罰則はありますか。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

周知方法につきましては、遊漁船業者につきましては、さっきから説明したとおり、文書等で説明させていただき、また、ポスターを水産庁の方が作るというふうに聞いておりますので、ポスターについても隠岐汽船に、隠岐の場合ですと隠岐汽船のポスター貼りに貼ったりとか、あとは釣り具屋さんにも今でも貼っておりますので、それを新しいものに替えてもらうということを考えております。

罰則につきましては、広域委員会指示、委員会指示ですので、直接的な罰則はないですけども、違反しておりますと大臣の方から裏付け命令というものが出ますので、さらにそれで止めない、止まらなと罰則が出てくるということになってきます。

2番：大西委員

遊漁者の登録してる人は分かると思うんですけど、普通の一般の個人的に行く人は分かってないと思うんですよね。登録してる人は県に行くから、それでもう駄目ですよっていうけど、普通にもう本当のそれで行く人は、釣ってるよ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

確かに。私が遊漁者って言うのは、いわゆるお金を取ってお客さんを乗せていく方のことを言ったんですけども、大西さんが言われるのは、多分自分で船を持っておられて、プレジャーボートで出ていか

れる方のことを言われたと思います。そうですね、なかなか周知については難しいところではあるんですけども、やっぱりポスター等での掲示で周知を図るプラス、なかなかその遊漁者の管理というのがうちの方でもできてないので、手紙を送るというのもちっと難しくて、漁協さん等々ともいろいろお話をしながら、そういう方に周知が図れるように努力を続けていくということになるかなと思います。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

遊漁者が使用する船が、例えば、鹿島町で言えば恵曇のところにマリーナがありますので、例えばそういったマリーナのところにそういったポスターを貼らせていただいて、もう少し広く周知するっていうのも一つの手かなとは思いますが、その辺は、とは言え、隠岐はそういったところがないので、隠岐のところではまたちょっといろいろ考えなきゃいけないとは思いますが、本土のところにはそういうマリーナを有してるところは、そういった形で、もうちょっと裾野を広く説明していける場はあるのかなとは思いますが。

2番：大西委員

最低、J Fの各支所ぐらいにポスターか何か貼ってもらいたいです。

議長（9番：亀谷委員）

だから、プレジャーボートっていうの、そこが問題でね。遊漁船っていうのはそれぞれみんな団体があって、自分たちでいろいろな規則守ってやってる人は啓発に繋がるから、そういう人たちはそんなに違反しないと思うんだけど、基本的にはプレジャーボートで遊漁するっていうの、一番厄介なものでね、漁師さんが一生懸命やってても、そういう人たちが獲ってしまう。その辺のどこ、やっぱり考えていかんと大変じゃないのかね。仕方ないですね、ではね。

10番：平木委員

それと漁業者が規則を守らんかったら、やっぱり検挙されて罰則を受けるわけですよ。極端なこと言えば、プレジャーであろうがアマチュアの皆さんが、今、会長がおっしゃったように、規則で決まったものが、例えば分からなかったとする。分からなかったとするというのは、規則を発布する県なら県が周知徹底させてなかった、一つはこっちの問題、県の責任でもあるわけですよ。だから、これはJ Fとか、或いは各プレジャーボートのそういうマリーナとかといっても、本当に県がそういうことで漁業者の魚を守るという観点からいけば、一番目につきやすいのはテレビ、テレビニュースの時でも、或いは県報にしても、例えば、県報を見なさいとか言っても、誰もアマチュアの人ら見て、これが釣っていい魚か悪いのか判断する人がおるわけないので、或いは新聞広告なり、一番見やすいところであるとか、やっぱり公示するときにはアマチュアの皆さんに向けてのそういうやつを出さないと、ある意味不公平。漁業者には処分ばちっと決められて、アマチュアの皆さんには分からんから仕方ないなって全部を終わらせてもらったら漁業者はやってられない、逆に言えば。だから、そういう本当にアマチュアの皆さんも、これは釣ったらいけないものを釣ったら捕まりますよっていうことをちゃんと何かで知らせるっていうのは、もうそのポスター貼ってるから分かったでしょうみたいな、気がつきませんでした、これは言い訳にならん。私らもそういう保安部じゃないけど、境港にある役所の機関で、これは規則上こうなってるんで、ここにポスター貼ってありますっていうけど、いや、見てなかったっていうのも、それじゃ通らない。もうちゃんとここに貼ってあるから見てくださって、あんまりに不親切。県としての責任とすれば、もしやるとするならアマチュアのみなさんに釣っちゃいけませんよっていうことをちゃんと、本当にテレビでも何でもいいが、NHKのちょっと天気予報終わった後、最後の7時前のニュースでぽっと出してやれば、そんな金かかるもんでもないし、そこにちょっと新聞広告みたいなものを入れれば、それはアマチュアの皆さん、逆に親切に接してやるならそういうことも必要じゃないですか。それと漁

業者の皆さんのためにも納得させるためには、ちゃんと同じ規則で罰則は設けてますよっていうことをやったらいい。片手落ちですよ、これ、と思います。

事務局長（為石）

そういう発言っていうのは水産庁も、特に言われるように、一般の方ですよ。ああいうのは国の方も、いかに周知するかって言って色々考えとられるみたいで、あと取締りの関係も、国の方は確か遊漁と、いわゆる両方、プレジャーも含め取締りのマニュアルまで出しましたよね、去年。結構細かいことが書いてあって、警察みたいに陸で待ち構えてみたい、そこまで書いてあるマニュアルを出したりしている。国もある程度やり方を決めてっても周知のほうはおっしゃるとおり、本当にもうテレビ、最近若者はテレビすら見ないから、もうユーチューブであるとか、ティックトックであるとか、いずれにしても、知らずしてそういうことが起きてることがやっぱり一番不幸だと思うので、そういう周知については国の方とも県庁さんの方ですけど、連携しながら我々も、我々隠岐管内、先程ありましたように、各支所には最低貼るか玄関口であるフェリー乗り場にはそういう周知するっていうことはやっていくんだらうと思っております。すみません。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

5番：池田委員

この間、私、言ったと思うんですが、要するに保安庁にあの、あれはね、遊漁でした。それで、さらには悪いことに、小型魚釣ってると。それは駄目ですよ、少なくともね。

事務局長（為石）

それは多分、ひき縄のほうですよ。

5番：池田委員

ひき縄です。混じってやっ取る、ということです。だから、漁船登録はない。ですから、すぐ分かりました。そういうふうな、確認しました。

2番：大西委員

それこそ、全国的なものですから、県から水産庁にお願いして、今、AC機構、フジテレビは安いんですよ。

5番：池田委員

それから、今はもうあれで、何ですか、インターネットで、盛んに自慢話で、遊漁も、さらに遊漁船じゃなくて、遊漁船登録できない小型の3メートル未満、2馬力の船外機で。あれで堂々と、これ何ぼなんでも30キロじゃねえよなっちゅうようなやつを釣ってあげて、自分から墓穴掘つとるもんおりますからね。そういうのがやっぱり周知、知らないからですよ、釣っちゃいけないって。これ、こっちの人じゃないと。ああいうのが頻繁にもう画像として出てますよね。自分がやってますよっていうのをわざわざ証拠写真残してるような。ですから、それは知らないと思うんです。やっぱりそこんとこの周知ということが必要だなと。

2番：大西委員

今、平木委員が言われたように、お互い漁業者も、それは一般の人もお互いのためですから、だと思います。

県庁水産課（秋山）

会長。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ、どうぞって、ごめんごめん。

皆さん、大丈夫、次。

6 番：升谷委員

広報ですけどね、役場に全部広報誌があるわけじゃないですか、周知する。だけん、各家庭にも残るし。そこで広報したらどうですかね。毎月広報出すわけで。で、出したら証拠としても手元に残るし、各家庭に全部配る。ほいで、また放送などもありますけんね、各町村に。そういったことを使うとか。なかなかNHKなんか使うと大変だと思います。そういった方法も検討すればいいと思います。

議長（9 番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

県庁水産課（秋山）

ありがとうございます。まず、ポスターについては、各漁協、支所に配れるだけの枚数は県としては確保したいなと思っておりますんで、それは、あの対応させていただいて、周知、そこは続けて周知を、まずはそこが大事だと思っております。くろまぐろ遊漁につきましては、広域漁業調整委員会指示ということで、取締りの主体としては水産庁を中心にやっていくところでございますが、ただ、ご承知、ご意見もありましたとおり、なかなか周知が徹底されてないところもありまして、日本全国でそういった違反というのも結構あるということで、水産庁としても本気でここ数年取り組んでいくと思います。県に対しても情報提供いただくとか、情報共有してくださいというメールも来てますので、県としても、まず、これまで島根県の中でくろまぐろ遊漁というのは、他の県に比べると盛んに行われていなかったというふうに認識していますが、ただ、まず情報収集を県としてもやっていきたいなと思ってまして、それを踏まえて、県内にどうやって周知をしていくかというところは、県としても考えていきたいというふうに思っています。で、次の夏休み前ぐらいにあわびとかの採捕するのは皆さんやめてくださいねってような周知をテレビかラジオか何かで県としてもやっているところはございます。なので、そういったところの手法と連携して、くろまぐろ遊漁についても含めて考えていこうかなというふうに思いますので、そこは状況も我々として把握した上で、効果的な周知方法というのを考えていきたいなというふうに考えております。

議長（9 番：亀谷委員）

他にないですか。どうぞ。

4 番：前田委員

この遊漁者が釣って報告をしなかった場合、しないのがいるだろうと思うんですけども。何ていうか、保安庁なりが摘発、密漁みたいに摘発したとしたら、J F しまねは告発しないといけなくなりますよね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

いや、J F しまねが告発とかではないです。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

これ、漁業権ではないので、告発とかではないです。委員会指示ですので、親告罪ではないので、告発がなくても捕まえることはできる。

4 番：前田委員

じゃあ、そうした場合に、島根県がその密漁者の人に対して、何らかの罰則を科すことはできるんですか。

県庁水産課（秋山）

それは、できません。

4 番：前田委員

できません。

県庁水産課（秋山）

広域漁業調整委員会指示なので、農林水産大臣の裏づけ命令になりますので、それは国が裏づけ命令をした上で、さらに違反した場合には、国が罰則等を科すという形になりますので、ここは島根県として、この部分に関わることは基本的にはないです。

4 番：前田委員

遊漁船団体との協議をしたこととしては、ばっちしこれを守りますよっていう場合の話ですからね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

そうですね、このメンバーで相談されて、そのメンバーの中でこれならということで落ち着いたところになると思います。

4 番：前田委員

割とね、大型魚 5 匹っていう制限（※ 5 トンの間違い）がかけてあるけども、まあ報告しないで、獲っていつちゃう者もおるわけだよね。だから、それに対しての何ちゅうかな、漏れがないように規制を徹底して、そしてまた、がいな悪質な者には罰則でも科しないと効果は出ないんじゃないかなと感じますけどね。どうでしょうかね。難しいですよ。

県庁水産課（秋山）

いや、そういうことで国としても取締船を中心にですね、監視をさらに強化していくというところですが、ただ毎日の、日本全国ありますので、その水産庁としても把握ができないところについては、県にも協力をお願いしたいということですので、県としてもそこは可能な限り情報収集はして国と連携してということになります。

4 番：前田委員

分かりました。

事務局長（為石）

すみません、ちょっと聞いてもいいですか。国が違反船を公表してたじゃないですか、遊漁船の。あれって、委員会指示で裏づけ出てあれじゃなくて、もう事実を確認したら名前、遊漁船出しましたっけ。何か私そういう記憶があるんですけど。

県庁水産課（秋山）

裏づけ命令を出した表の一覧だというふうに認識しています。

事務局長（為石）

だから、一発目ですね。

県庁水産課（秋山）

一発目、はい。

事務局長（為石）

もう事実が判明して、裏づけ命令出したのはこいつらですよっていう。

県庁水産課（秋山）

はい。

事務局長（為石）

何か最近、国はそういうリストを公表したりするので、遊漁船業者でやっぱりそういうのを公表されると違反船だっていう目で見られるということである程度抑止力にはなるかなと。

議長（9番：亀谷委員）

それからさっき言った遊漁船、そういう部分の資格持つてる人がそういうことを公表されるとできなくなるっていうことで歯止めが利くんだけど、最近、先ほど言ったように、そうでない部分をどう啓発に生かしていくかっていう、今回がその辺の指示が第1回目の改定でしょう。こういうことでちょっと規制が変わってきましたよっていう部分的なレベルアップしたという形、それをいかにして啓発して伝えていくかということで、その結果、守られなきゃもっと守る方法を考えないと、それでないと思いません。そう想定するわけですけどね。だから、そうすると、なるべく強い早く分かるようなやっぱりポスターなりの広報活動が大事だということだと思いますね。

他にございませんか。漁師にばかりが不足、不満、不利益にならないように、よろしく願います。それでは、他にないようですので、以上の報告に対して了解したということでよろしいですか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

ありがとうございます。了解することといたします。

それでは次に、その他ということで、次に移りたいと思いますが、事務局の方で何かありましたら。

事務局長（為石）

事務局の方では、その他、特に今回ご用意しておりません。

議長（9番：亀谷委員）

そいじゃあ、事務局の方で特段用意したものはないということですが、皆さんにおかれまして、全体を通して何かあればお受けしたいと思いますが、何かございますか。どうぞ。

2番：大西委員

時間がだいぶ押してる。前回もちょっとお話ししたんですけど、その時は事務局長と本庁の池田課長補佐に促されて、はい、分かりましたということですけど、漁業権の設定のお話ですけど、これ、今やっとニイナも出だしたという話をちらほら聞きますし、アラメも結構、佐藤さんとかもご存じのように、夏に枯れるんですよ。結構なくなってきたんですよ。だから、そういうこの前の話で、立派なことを急に、今まで獲ってたものを急に獲らせないようにするのはちょっとどうかなというお話でしたけど、やっぱりニイナも徐々に増えてくるし、アラメも減ってきてるし、漁業権さえあれば、お願いレベルですけど、各地区の運営委員会で、例えば今年クロナマコが少ないんで、クロナマコは今年は自粛してくださいと言えるんですけど、それ漁業権が設定してないものまで言えないんで、できればやっぱりそういう少ない資源のものですから、漁業権を設定してもらえばいいなと言ってるんですけどね。なかなか難しいと思うんですけど。佐藤さん、ニイナはどんな、あれ、聞いてますか。ちょっと各地区で。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

最近ですか。最近はそこまで皆さんからお話はあまり聞かない。増えたとか減ったとかも、ちょっと私は。

2番：大西委員

ぼちぼち中村のほうも、そんなに何キロもじゃないけど、ぼちぼち出てきてますよ。アラメは逆に、佐藤さんもお存じのように、夏に海水温が高いから、もう死んでしまって岩から剥がれて、岩ごと流れてきます。そういう状況ですから、やっぱりその漁業権があればお願いできるんですけど、中村なら中村の運営委員会で、こうがこうなんで、この場所を今年はちょっと刈るのはやめましょうとかいうこともできるけど、設定されてないといけないんですよ、それがね。一般の人も仲間に入る。その辺でもう

ちょっと何とかしてもらえないかというお願いです。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

アラメの資源を守りたいというお考えの中はあるんですけども、今、いや、実際として、アラメを要は、今、別、要は漁業者じゃない人が、本当に、要はいっぱい刈ってて、ちょっとそれが違う意味で、漁業者の取り分を犯してるっていう現実があれば、またそういった部分はちょっと色々考えるべき部分もあると思うんですけど、それがニイナであれば、要は一般の人が結構おいしいの分かってるので、獲るんで、それを守りたいっていうところに差があると思うんですけど。ちょっとアラメのところが今、要は他の漁業者でない方がいっぱい、よく刈り取って、それを商売にしているっていう現実があるんで、それは困るなっていうところでの意図があると、それが強いと、もう少し漁業権として考える方向にあるのかなと思うんですが、今ちょっとその辺のアラメの部分は、その実態がどこまであるのか。

2 番：大西委員

アラメの部分に関しては、そういうのは今のところはないです。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

やっぱり一般の人は特段それを、商売のレベルになるように刈り取ってるっていうのはあんまりないっていうことなんですね。

2 番：大西委員

それは僕らの地区ではないです。でも、ニイナはやっぱり、あれ好きだから、やっぱりやっとなんとね、復活しそうな感じのところなんですから、できればニイナだけでも。

5 番：池田委員

いいですか。こないだもちょっと話したんですけども、昨年、ずっとうちの今津の地先ですけども、地先では、ちょっと見えたということです。ただ、うちのところは、毎年地区の運営委員会開いて、地先の総会やるんですよ、全員、準組を含めて。その中では、当分の間、採捕禁止ということで、こういう状態だからって言って、もうそれは全員皆さん賛同して、行ったって獲れないわけですから、現実、いなかったわけですから。それで、ただ、そうしてみるとさざえ、素潜りの漁業者に聞いてみると、2、3、見えるようになったっちゃうということです。ですから、そこから獲ってます。そういうふうなやっぱり資源管理を徹底することもできるんですけど、ただ、それがどれほどの、以前よりどれほどになるか分かりません。或いは、一時のところかもしれないし、まだ分からない。

2 番：大西委員

池田委員が言われたように、地元のもんがそういう決め事してるのに、全然漁業権がない人が、例えば西郷の方から来てそれ獲ってもいいわけですから、今の現状では。そういうのはちゃんともうちょっとしてほしいなという意見です。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

まずは、アラメについては、今のところ一般の方の採捕はあまりないということでして、ステップとしては、まずは中村の方に隠岐支庁交えて伺って、ルール決め、守ることの意義とかを説明した上で、地区の中の自主ルールになるかもしれないですけども、獲ってる方々にも説明して、まずはルールを作って守っていくというのが第1のステップなのかな。それでも、もし駄目な場合は漁業権設定等、次のステップに進んでいくのかなというふうには思っております。

2 番：大西委員

段階的に。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

そうですね、はい。実際、大西さんがそういう危機感を持っておられて、夏場枯れてるということもあると思いますので、まずはその辺りの説明と、ルール決めのお手伝いをしながらやっていくのが最初かなと思います。

2 番：大西委員

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

よろしくお願いします。他にございませんか。

それでは、ないようですので、第 22 期の最後の海区漁業調整委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいですか。

全委員

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

それでは、委員会はこれで終了させていただきます。

では、事務局。

事務局長（為石）

では、私の方から次回のことについて少し話を、皆さんのほうに。次回の会議なんですが、次回は海区委員の改選後の開催になります。先ほどの挨拶の中にもありましたが、第22期は今回が最後になりますので、第23期第1回として、今年の6月ですね、来年度の6月頃に島後での開催を予定しており、内容につきましては、会長及び職務代理者の互選、並びに連合海区委員の選出などを行う予定となります。

今回、第22期最後ということもありますので、つきましては亀谷会長のほうから一言、お言葉いただければと思います。

議長（9 番：亀谷委員）

それでは、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

皆さんと一緒に、この22期の海区調整委員会を同じ席で4年間務めたところでございました。その間、私の不手際、或いは不備な議事進行もあったかと思います。そういうところを皆さんのお力添えで、大過なくといいますか、無事4年間を終了することができました。皆さんのご協力、ご交誼に対しまして、心から感謝いたしたいと思います。本日まで、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、またお会いするであろうことを楽しみにいたしまして、これで会議を終了いたします。ご苦労さまでした。

【閉会宣言】

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	管理監	秋山	昌宏
	主任	寺谷	俊紀
隠岐支庁農林水産局	水産部長	仲村	克広
	主任	佐藤	勇介
	水普及	岡本	渉
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	為石	雄司
	書記	江角	翔太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

1 番

議事録署名者

3 番